

平成 24 年度在学学生（平成 24 年度卒業年次生を除く）に対する
平成 25 年度東日本大震災及び福島第一原発事故に伴う授業料減免申請手続について

東京農業大学大学院
東京農業大学
東京農業大学短期大学部

被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都を除く）並びに福島第一原発事故に伴い警戒区域等に指定された地域に保護者が居住する平成 24 年度在学学生（卒業年次生を除く）に対し、平成 25 年度授業料減免の特別措置を講じることに決定しましたので、該当する学生は、下記の要領で申請してください。

記

1. 対象

平成 24 年度在学学生（卒業年次生を除く）であり、東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都を除く）並びに福島第一原発事故に伴い警戒区域等に指定された地域に保護者が居住する学生で、被災された学生の内、次項の授業料減免に係る適用基準に適合する者

2. 授業料減免に係る適用基準等

ランク	授業料減免内容	適用基準
S	平成 25 年度年間授業料総額から 30 万円を減免	① 家屋全壊で、失職等による大幅な収入減の者 ② 福島第一原発事故により家屋が警戒区域等に指定された者であり、失職等による大幅な収入減の者
A	平成 25 年度年間授業料総額から 20 万円を減免	① 福島第一原発事故により、家屋が警戒区域等ではないが失職等による大幅な収入減の者 ② 作付け禁止、家畜の殺処分等の指示を受けた者。

3. 申請方法

所属学科・専攻から「東日本大震災に伴う授業料減免申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。

申請書提出期日：平成 25 年 1 月 9 日（水）

申請時添付書類：被災した証明書（り災証明書）

住民票

作付けの禁止・家畜の殺処分の指示を受けた場合は、指示を証明できる書類

申請書提出先：所属学科・専攻（申請書受取り先）

問合せ先：厚木キャンパス 学生サービス課（046-270-6225）

：世田谷キャンパス 学生生活支援課（03-5477-2228）

：オホーツクキャンパス 学生サービス課（0152-48-3813）

4. 申請書提出後の取扱い

①平成 25 年 1 月 15 日 授業料減免等審査委員会で審議し、適用基準に基づき、授業料減免内容を決定します。

②平成 25 年 1 月 28 日 「授業料減免申請決定通知書」を学科から該当学生へお渡しします。

※ 警戒区域等は警戒区域・緊急時退避準備区域・計画的避難区域が含まれる。